

国建研監発第 3 号  
令和 2 年 6 月 1 5 日

国立研究開発法人  
建 築 研 究 所  
理事長 緑 川 光 正 殿

国立研究開発法人  
建 築 研 究 所

監 事 山 崎 房 長



監 事 長 沢 美 智 子



#### 令和元事業年度の監事監査報告

独立行政法人通則法第 1 9 条第 4 項及び第 3 8 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の監事監査報告を作成したので、国立研究開発法人建築研究所監事監査規程第 1 0 条の規定に基づき、別紙の通り、監事監査報告を提出いたします。

なお、併せて、国土交通大臣に対する監事監査報告は、監事から、別紙と同一の内容をもって行うことを報告します。

(別紙)

## 令和元事業年度監事監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の令和元事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり、報告する。

### I 監事の監査の方法及びその内容

令和元事業年度は、監事監査規程及び監事監査計画に基づき、以下の事項について定期監査を実施した。

- ・「令和元年度決算から適用される会計基準等及び新たな2業務への対応の会計処理準備等について」（7月）
- ・「研究グループ長・センター長に対するヒアリング」（9月及び10月）
- ・「研究・研修施設、機械・装置等の維持管理等について」（施設等への実地監査を含む。）（10月）
- ・「人事管理」及び「安全管理」について」（施設等への実地監査を含む。）（11月）
- ・「リスク管理及び内部統制について」（施設等への実地監査を含む。）（11月及び12月）
- ・「中長期計画及び年度計画の実施状況について」（12月）
- ・「過去に監事監査で取り上げられた事項のその後の状況等について」（2月）
- ・「令和元年度第1～3四半期の契約状況」  
及び「情報セキュリティ対策」について」（執務室等への実地監査を含む。）（3月）

また、以下の事項について、臨時監査を実施した。

- ・「革新的社会資本整備研究開発推進事業の選定結果関係」  
及び「令和元年7月の会計検査院報告書関係」について」（1月）

さらに、令和2事業年度に入り、令和元事業年度の事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監事監査を行った（5月及び6月）。

監事監査環境の整備のため、各監事は、理事長、理事、総務部、企画部、各研究グループ長・国際地震工学センター長その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、役員会、リスク管理委員会はもとより、原則として毎週開催される役員懇談会、幹部会議、グループ長等会議等の重要な会議に出席して情報の収集に努めるとともに、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、研究所では、理事長の決裁を必要とする案件は、監事に全て回付されることとされており、情報収集に役立っている。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）については、監事監査規程及び監事監査計画に基づく定期監査及び臨時監査において調査した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

なお、監事監査の実施及び監事と会計監査人とのコミュニケーション等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策の観点等から、一部、ウェブ会議等も活用した。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

### 1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、中長期目標（第四期）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

## 2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムについては、監事監査規程及び監事監査計画に基づく定期監査及び臨時監査において、調査した。内部統制システムに関する業務の内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する研究所の理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。勤怠管理や資産管理等について内部監査を実施するとともに、幹部会議において理事長の決定事項や各種監査報告及びその措置状況を議題とするなど、内部統制の推進に努めている。また、理事長と職員との意見交換を実施し、その概要及び実施後の業務の改善状況等についてはグループ長等会議でフィードバックするなど、情報の共有及び業務の改善に努めている。リスク管理については、新たな業務（革新的社会資本整備研究開発推進事業を含む。）の追加等を踏まえた「リスク対応計画」の改訂を行ったほか、同計画については、毎事業年度、点検（フォローアップ）を実施することとしており、今後とも、継続的に点検や必要な改訂等を行っていくことが重要である。

会計監査人に関しては、「監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合」を要件として同一の会計監査人と複数年度にわたって契約することが可能とされている（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）Ⅱの3の（1））ことから、この「監査の質の向上を図る必要がある」かどうかという観点から、毎事業年度、適確に判断した上で、適切な契約手続及び契約の履行を行っていくべきである。この点で、前事業年度に引き続き、令和元事業年度の会計監査人との契約に当たって、あらかじめ、研究所内で前事業年度の契約履行実績等も明確に資料等で確認していたほか、令和元事業年度においては、新たに、より具体的な対応として、契約締結に先立つ契約審査会での審議資料においても、前事業年度契約履行実績等を確認の上での契約手続である旨を明記しており、一定の改善が講じられている。

情報セキュリティ対策に関しては、わかりやすい講習会資料の作成・説明や講習会に参加できなかった者への事後のeラーニングの実施など、役職員への周知・啓発に一定の工夫の努力が見受けられた。今後は、情報セキュリティに関する内部監査の結果や「自己点検」の結果等を踏まえて、理解が高くない点を重点的に取り上げていくなど、役職員に対する情報セキュリティ対策に関する周知・啓発の取組の更なる充実を図っていくことが重要である。また、大地震時等の災害発生時や新型コロナウイルスのような感染症感染拡大時等の非常時における、情報システム面でのBCP（業務継続計画）の運用及び情報セキュリティ対策の在り方等について、今後、継続的に

検討し、これらの運用・対策等の向上を図っていくことも重要である。

### 3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### 4 財務諸表等についての意見

令和元事業年度の財務諸表は、監査の結果、適正であると認める。  
また、決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認める。

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

### 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

なお、「独立行政法人の事業報告書に関するガイドライン」（平成30年9月3日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会・財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会）の趣旨を踏まえ、事業報告書の作成に当たっては、特に、理事長メッセージの明確さ、簡潔さ・わかりやすさ、業務実績等報告書との内容の整合性確保のための円滑な作成業務の定着化の点について考慮して、今後、一層記載内容の充実等に努めていくことが重要である。

## Ⅲ 過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会の運営状況及び契約関係書類等を提出させ調査した。一者応札・一者応募の割合が、前事業年度に引き続き半数を超えており、一者応札・一者応募の割合を下げる努力を継続して実施していくことが重要である。

役員の報酬及び職員の給与等の水準並びに理事長の報酬水準については、国家公務員との比較に関する資料等を、業務の効率化については、国立研究開発法人土木研究所を含む複数機関との共同調達の実施状況等の資料を、それぞれ、提出させ調査した。いずれについても、特段記載すべき問題は見受けられない。

令和2年6月15日

国立研究開発法人 建築研究所

監事 山崎房長 

監事 長沢美智子 